

千葉県いじめ対策調査会委員の任命について

教育振興部児童生徒安全課

1 名 称 千葉県いじめ対策調査会

2 法的根拠

- ・いじめ防止対策推進法 第14条
- ・千葉県いじめ防止対策推進条例 第20条
県教育委員会に、法第十四条第三項に規定する附属機関として、千葉県いじめ対策調査会（以下「いじめ対策調査会」という。）を置く。

(担任事項)

- 一 いじめの防止等に関する調査研究
- 二 県が実施するいじめの防止等のための対策に関する審議
- 三 重大事態（法第二十八条第一項に規定する重大事態をいう。以下同じ。）が県立の学校で発生した場合における、その事実の確認並びに調査及び審査

3 委嘱期間 令和8年4月20日から令和10年4月19日まで

4 委員名簿

番号	区分	氏名	役職等	備考
1	学識経験者 (大学)	嶋崎 政男	神田外語大学外国語学部客員教授	再任
2	学識経験者 (大学)	伊藤 裕志	千葉大学教育学部附属 教員養成開発センター特任教授	新任
3	学識経験者 (教育行政)	浅尾 智康	八街市教育委員会教育長	再任
4	学識経験者 (保護者)	木村 得道	千葉県PTA連絡協議会顧問	再任
5	学識経験者 (弁護士)	大久保 佳織	鈴木牧子法律事務所	再任
6	学識経験者 (精神科医)	石川 真紀	千葉県精神保健福祉センター技監兼次長	再任
7	学識経験者 (心理・福祉 の専門家)	遊間 千秋	駿河台大学心理学部特任教授	新任